

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン（レギュラー）	作成部署	総務課管理班

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	900	6. 5. 1～6. 5. 31	名古屋市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

名古屋市中川区松重町3番地41号を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部
 自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所
 自衛隊愛知地方協力本部金山募集案内所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン(レギュラー)(安城)	作成部署	安城募集案内所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	310	6.5.1~6.5.31	安城市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

安城市三河安城町1丁目10-14を中心として半径5km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部安城募集案内所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン(レギュラー)(岡崎)	作成部署	岡崎出張所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	260	6.5.1~6.5.31	岡崎市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

岡崎市羽根町字北乾地50-1を中心として半径5km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部岡崎出張所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン(レギュラー)(豊田)	作成部署	豊田地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	360	6.5.1~6.5.31	豊田市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

豊田市喜多町3丁目5を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン(レギュラー)(一宮)	作成部署	一宮地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	600	6.5.1~6.5.31	一宮市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

一宮市大江2丁目1番地を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部一宮地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン(レギュラー)(瀬戸)	作成部署	瀬戸地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	310	6.5.1~6.5.31	瀬戸市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

瀬戸市汗干町65を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部瀬戸地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン(レギュラー)(豊橋)	作成部署	豊橋地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	300	6.5.1~6.5.31	豊橋市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

豊橋市大国町111番地を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部豊橋地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0003	作成年月日	令和6年4月1日
件名	ガソリン(レギュラー)(半田)	作成部署	半田地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
ガソリン	2号	L	360	6.5.1~6.5.31	半田市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

半田市宮路町200-4を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0004	作成年月日	令和6年4月1日
件名	軽油	作成部署	総務課管理班

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
軽油	2号	L	600	6.5.1~6.5.31	名古屋市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

名古屋市中川区松重町3番地41号を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

愛知地方協力本部仕様書

要求番号	4QQM1CC0004	作成年月日	令和6年4月1日
件名	軽油（半田）	作成部署	半田地域事務所

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部が使用する車両の運用に必要な燃料の購入における方法等を規定するものである。

2 基本事項

2. 1 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、販売者の規定する仕様書及び社内規定並びに商習慣による。

2. 2 品名、規格、予定数量

品名	規格	単位	予定数量	納入期間	納地
軽油	2号	L	130	6.5.1～6.5.31	半田市

注：予定数量は目安であり、必ずしも給油量を保障するものではない。

2. 3 給油場所

半田市宮路町200-4を中心として半径2km以内の給油場所とする。

2. 4 給油対象事務所

自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所

2. 5 給油方法

- a) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- b) 給油カードにより給油ができること。
- c) 給油の際は1L未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2. 6 価格変動による契約金額の変更

法令等の改定、その他経済情勢等の急激な変化により、契約した単価が大幅に変動し、契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合は、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。